

西東京市にお住いの保護者の方へ

認可外保育施設の給付費請求書の提出について(後期分)

1. 補助金の種類

制度名	制度概要／対象経費・上限	
子育てのための施設等利用給付	事前に施設等利用給付認定を受けていて、利用料等を納入した保護者の方への給付です。所得制限はありません。	
	利用料（新2号認定を受けている方）	月額上限 37,000 円
	利用料（新3号認定を受けている方）	月額上限 42,000 円

*記載の金額は上限額です。実際に支払った金額の方が低い場合は、その金額までが給付額となります。

*月途中の入園・退園、転入・転出等があった場合、その月の上限額は日割り計算されます。

2. 提出書類

- (1) 令和5年度施設等利用費請求書(償還払い用)【10月～3月分】
- (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (3) 領収書
- (4) 本人確認書類の写し(以下参照)

利用施設に発行してもらう書類です。
合わせて1枚の様式になっている場合もあります。

	該当する方	必要な書類
必須	申請者全員	<p>本人確認書類(次から1点または2点) *直接持参の場合は、窓口での提示のみで足りります。</p> <p>1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書*(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等)のコピー ※氏名、生年月日または住所が記載されたもの <p>2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー(氏名・生年月日等が記載されているページ) ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー

3. 提出期限・提出先

令和6年4月5日(金)

西東京市役所田無第二庁舎2階 子育て支援部幼児教育・保育課給付係へ持参または郵送してください。

4. 交付予定日

令和6年5月末の入金予定です。具体的な日付と金額は、決定後、請求者に通知いたします。

5.注意事項

- (1) 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- (2) 請求書の提出にあたって、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- (3) 記入内容に不備がある場合、支払い時期が遅れる場合がありますので、誤りや記載漏れ等がないか十分に確認した上で、ご提出いただきますようお願いいたします。

【 問合せ先 】〒188-8666 西東京市南町5-6-13
西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 給付係
直通:042-497-4926 アドレス:hoiku@city.nishitokyo.lg.jp